

令和2年度

決算特別委員会資料

(後期高齢者医療特別会計)

市民協働部保険医療課

令和2年度 後期高齢者医療特別会計の決算概要

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と、一定の障害があり、申請によって認定を受けた65歳以上75歳未満の方が被保険者となる独立した医療保険制度です。制度の運営については、都道府県を単位とする広域連合が主体になり、国・県・市町が負担する公費（約5割）、現役世代の方が負担する保険料からの支援金（約4割）、被保険者が負担する保険料（約1割）を財源に、後期高齢者医療被保険者にかかる医療費の給付やレセプト点検、特定健診、葬祭費の支給等を行うものです。対象者は、令和3年3月31日現在、5,501人です。

後期高齢者医療特別会計は、被保険者から徴収した保険料及び一般会計からの基盤安定繰入金（保険料軽減分）を広域連合に納付するもので、令和2年度の歳入決算額は、546,849,415円、歳出決算額は、531,221,566円で、歳入歳出差引残額は、15,627,849円になりました。

歳入における保険料収納率は、特別徴収が100.00%、普通徴収は99.20%です。また、保険基盤安定繰入金は、低所得者にかかる保険料の軽減分を補填するもので、令和2年度は軽減対象者数が3,605人、繰入額は103,622,275円です。この繰入金については全体の3/4を県が負担し、1/4を市が負担しています。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金として、保険料負担分426,694,915円（過年度保険料負担分と年度内収納分）、保険料軽減分（基盤安定負担金）103,622,275円で、合計530,317,190円を後期高齢者医療広域連合へ納付いたしました。

また、歳入歳出差引残額につきましても、次年度に過年度保険料等負担金として広域連合へ納付します。

決算状況

[歳 入]

項 目	決算額	構成比率	備 考
特別徴収保険料	264,903,603円	48.44%	徴収率 100.00%
普通徴収保険料(現年)	161,455,763円	29.53%	徴収率 99.20%
普通徴収保険料(過年)	1,165,205円	0.21%	徴収率 66.81%
保険基盤安定繰入金	103,622,275円	18.95%	
繰 越 金	14,786,593円	2.70%	
諸 収 入	915,976円	0.17%	
歳 入 合 計	546,849,415円	100.0%	

[歳 出]

項 目	決算額	構成比率	備 考
後期高齢者医療広域連合納付金	530,317,190円	99.83%	保険料負担分 426,694,915円 保険料軽減分 103,622,275円
諸 支 出 金	904,376円	0.17%	保険料還付金 904,376円
歳 出 合 計	531,221,566円	100.00%	

◎歳入歳出差引残額

15,627,849 円

歳入根拠明細書

(市民協働部保険医療課) (単位:円)

決算書 ページ	款	項	目	節	収入済額	充当先事業	算定根拠
301 ～ 302	1	1	特別徴収保険料	現年度分	264,903,603	後期高齢者医療広域連合納付事業	調定額 264,903,603 徴収率 100.00%
			普通徴収保険料	現年度分	161,455,763	後期高齢者医療広域連合納付事業	調定額 162,756,135 徴収率 99.20%
				滞納繰越分	1,165,205	後期高齢者医療広域連合納付事業	調定額 1,744,090 徴収率 66.81%
	4	1	保険基盤安定繰入金	保険基盤安定繰入金	103,622,275	後期高齢者医療広域連合納付事業	県負担分 3/4 77,716,706 市負担分 1/4 25,905,569
	5	1	繰越金	前年度繰越金	14,786,593	後期高齢者医療広域連合納付事業	前年度繰越金
	6	1	延滞金	延滞金	11,600	後期高齢者医療広域連合納付事業	保険料延滞金
		2	保険料還付金	保険料還付金	904,376	保険料還付事業	過年度保険料還付金 (広域連合から還付)

【付属資料一覽】

- ① 後期高齢者医療特別会計事業実績報告書